

就労環境整備による若者等雇用促進事業補助金 事業採択審査実施要領

1 補助事業名

南九州市就労環境整備による若者等雇用促進事業補助金

2 事業内容（概要）

本市の産業の発展のために企業の経営安定化と業績拡大は不可欠なことである。

本市には1,809の事業所及び15,797人の従業員が市内で就労しているとされている。(R3経済センサス)

しかしながら、人口減少の状況にあって雇用の確保が年々難しくなっているとの声が経営者からの情報で分かっている。

そういった状況下で、事業所は建物も古く、若者等に魅力ある環境となっていない企業が散見される。

そこで、女性、若者等を雇用するため、人手不足の現状を鑑み、ハード整備及び働き方改革を対象とした就労環境の改善を促進する事業を支援し、公募により市内事業所にとっての雇用を誘引するモデルとなる事業所を擁することで、本市における雇用の確保に繋げることで産業振興を図ることを目的とする。

(1) 職場環境整備事業

次に掲げる事業で事業費が50万円以上のもの

ア 従業員用のトイレ、洗面所、更衣室、シャワー室、休憩所その他の福利厚生施設（トイレ、更衣室及びシャワー室は、男女別に区分したものに限る。）の整備

イ 労働時間の適正な管理のための設備等の導入

ウ 健康増進法（平成14年法律第103号）に規定する受動喫煙防止を実施するための環境の整備

エ 業務効率改善を目的としたオフィス環境の一体的整備

オ 業務の共有化等を目的としたマニュアルの新規作成又は工程の整備

(2) 子育て環境整備時事業

次に掲げる事業

ア 常用雇用者の子育て支援のための職場環境の整備

イ 常用雇用者の在宅勤務用備品の整備

3 公募方式採用の理由と導入効果

公募方式を採用することで、限りある予算のなかで事業目的に照らし、適合性を審査することで、真に必要な事業へ支援が実施できる。

また、事業所においても、実施計画において、単に補助金を活用するのではなく、計画書等を作成するなかで自社の不足している雇用環境を熟考する機会と捉えて、市が求める政策に応じた事業展開を図ることが見込まれる。

4 事業スケジュール

期日等	手続等
令和7年5月30日（金）	採択申請締切り
令和7年6月9日（月）	審査会，採択事業決定，採択結果通知

※令和8年3月末までに完了する事業が対象となります。

5 審査方法

提出書類による書類審査

6 審査基準

審査項目	配点	審査内容
若者等の就業意欲との適合性	25	・若者等が雇用される見込みがあるか ・若者等に魅力ある職種であるか (若者等の就業が現実的に見込まれる職場であるか)
取組内容	25	・取組の内容や手法について，具体的に考えられているか。 ・雇用課題解決のために有効な手法となっているか。
実施体制	25	・組織として取組を実施する体制を整えているか。 ・実施スケジュールに法的ポイントを踏まえて現実性があるか。
持続性・発展性	25	・一時的な効果に留まる内容ではないか。 ・本補助金終了後も，自主的に取組を継続できる工夫や体制が整えられているか。

7 審査方法

(1) 提出された計画書を下記審査員で審査する。

※計画案の点数を総合的に判断して決定する。

※必要に応じて，申請者に対して審査会での事業内容の説明を求める場合があるので，申請者はこれに対応すること。

審査員：商工観光課長，南九州市商工会事務局長，企画係長，まちづくり推進課共生協働推進係長，こども未来課子育て支援係長

- (2) 審査内容及び決定の経緯は公表しないものとする。
- (3) 採択結果については就労環境整備による若者等雇用促進事業補助金交付要綱に基づき通知する。

※提出された計画書等は返却しないものとする。

8 提出方法

- (1) 提出期限：令和7年4月15日（火）～令和7年5月30日（金）17時
※郵送の場合は，提出期限までに必着とする。
- (2) 提出・問合せ先 〒897-0392 南九州市知覧町郡6204番地
南九州市役所 商工観光課 商工水産係
TEL 0993-83-2511（内線2060・2061）
FAX 0993-83-2050